

		厚生常任委員会	
平成28年11月30日受理		請 第 21 号	
件 名	昨今の厚生労働省におけるたばこ政策について国への意見書提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
松 田 三 郎 池 田 和 貴			
<p>(要 旨)</p> <p>2016年10月に厚生労働省より公表された「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」（以下「たたき台」という。）における受動喫煙防止対策は、これまで推進してきた分煙の取組みが無駄になるような厳格な規制を設定しており、大きな懸念を抱いている。</p> <p>ついては、以下について国へ意見書を提出されるよう請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飲食・宿泊業等のサービス業を営む事業者への措置について、十分に配慮したものとすること。 2 効果的とされている分煙措置を取っている店舗・施設については、相当の配慮をすること。 3 喫煙者に十分な喫煙機会が与えられるよう、喫煙環境の整備にも配慮すること。 <p>(理 由)</p> <p>たばこ事業は、たばこ事業法等に基づき運営されており、たばこ税は、国や地方自治体の重要な一般財源であることは周知の事実である。</p> <p>熊本県の葉たばこ耕作は、農家数590戸、面積1,163ヘクタール、販売高53.8億円を誇る一大産地であるとともに、地域農業を支える重要な基幹作物の一つと位置付けられており、たばこ農家は、葉たばこ生産に自信と誇りをもって良質葉生産に取り組んでいる。</p> <p>零細かつ経済的基盤の弱いたばこ販売店では、販売を通じて財政に多大な寄与をしているとの自負と誇りを持ち、たばこ販売を行っている（平成26年度の熊本県のたばこ税は、県税21億円、市町村税130億円）。</p> <p>また、たばこ耕作組合及びたばこ販売組合は、喫煙者のために、喫煙場所の設置要望に係る署名に取り組み、全国で64万筆を集めるなど、喫煙環境の維持・向上に努めている。</p> <p>飲食・宿泊業では、その業種や店舗・施設によって喫煙を望む客が多い状況もみられるため、受動喫煙防止対策の重要性を十分認識し、分煙措置に努めるほか、客の意図しない受動喫煙を防止するため、ステッカーによる店舗内の喫煙環境の表示など、実態に応じたさまざまな対策を自主的に進めている。</p> <p>サービス業では、たたき台による「原則禁煙」措置が客のニーズへの対応を著しく損ない、客数や客単価の減少に伴う売り上げの減少を懸念している。また、多くの事業者は、家族経営といった中小企業であり、店舗面積等の物理的制約のほか、資金的制約により、喫煙室の整備も容易ではなく、結果的に全面禁煙とせざるを得ず、経営への影響は避けられない。また、効果的とされる分煙措置を取っている店舗・施設であっても、改めて撤去・改作のための追加費用が生じるおそれがある。</p> <p>以上のとおり、今般のたたき台が求める措置には大きな問題があり、多方面に甚大な影響を与えるおそれがある。</p>			

